

鎌倉市芸術館指定管理者の募集

次のとおり、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項及び鎌倉市芸術館条例第 3 条及び第 15 条の規定に基づき、鎌倉芸術館（以下「芸術館」という。）の指定管理者を募集するので公告します。

令和 8 年（2026 年）8 月 6 日

鎌倉市長 松尾 崇



1 指定管理者を公募する施設の名称及び所在地
鎌倉芸術館（鎌倉市大船六丁目 1 番 2 号）

2 指定の基準

- (1) 市民の平等な利用が確保されること
- (2) 芸術館の適切な管理ができること
- (3) 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること
- (4) 安定した経営基盤を有していること
- (5) 管理経費の縮減が図られること
- (6) 芸術館の役割を適切に担えること

3 指定管理者が行う業務

- (1) 芸術館の利用の承認、その取消し等に関する業務
- (2) 芸術館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 芸術文化の振興に関する業務
- (4) その他芸術館の設置の目的を達成するための事業の実施に関する業務

4 指定の期間（予定）

令和 9 年（2027 年）4 月 1 日から令和 13 年（2031 年）3 月 31 日まで

5 募集要項等の公表

令和 8 年（2026 年）8 月 6 日から 8 月 14 日まで、鎌倉市ホームページで公表します。

6 申請書の受付期間、場所及び方法

令和 8 年（2026 年）9 月 24 日から 9 月 29 日までに、鎌倉市文化観光部文化課（鎌倉市御成町 18 番 10 号 鎌倉市役所 2 階）へ持参してください。但し、平日午前 9 時から午後 5 時までの間とし、正午から午後 1 時を除きます。なお、別途行う現地説明会には、申込の上、必ず参加してください。

7 その他

詳細は、募集要項等によります。